

◎新潟県告示第814号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年6月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
柳整形外科医院	長岡市荻野1-7-38	平成25年4月30日
医療法人社団 青葉会 長岡駅前眼科 医院	長岡市大手通一丁目4番1号 VOIR ビル3階	平成25年4月30日
稲田医院	柏崎市春日一丁目6番23-10号	平成25年4月30日
医療法人社団 伊藤整形外科	燕市吉田春日町6番7号	平成25年5月31日
医療法人社団 萌気会 浦佐萌気園診 療所	南魚沼市浦佐330番地5	平成25年5月31日
木村歯科医院	長岡市四郎丸四丁目10-3	平成25年3月31日
野沢歯科医院	胎内市東本町1-4	平成25年5月31日
大島薬局	十日町市卯574-4	平成25年2月8日
とき薬局	佐渡市石田95-3	平成25年4月1日
やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐330番地3	平成25年5月31日
ひいらぎ調剤薬局	胎内市大川町15番11号	平成25年4月30日